

2011年6月1日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家展改革委員会公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第170号)

国家発展改革委員会、 2011年版『産業構造調整指導目録』を公布 ～2011年6月1日より実施～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会は2011年3月11日付で、『産業構造調整指導目録(2011年版)』(以下、『指導目録』という)を公布しました。『指導目録』では、サービス産業の振興と既存産業の高付加価値化に向けた奨励策を盛り込んだほか、高エネルギー消費、高汚染などに関するプロジェクトを抑制する産業政策方針を掲げています。

2005年12月、中国政府は第11次5カ年計画の実現に向け、『産業構造調整の促進に係る暫定規定』(国発[2005]40号、以下、『暫定規定』という)、および『産業構造調整指導目録(2005年版)』をそれぞれ公布し、産業構造の最適化や経済の迅速かつ安定した発展を図りました。

『暫定規定』では、『指導目録』は投資方向の指導、政府による投資プロジェクトの管理、財政・銀行融資・土地・輸出入に係る政策決定の重要な依拠となるものとされています(『暫定規定』第12条)。ただし実情に合わせて、国家発展改革委員会は関連部門と共同で、『指導目録』に対して修訂を行うと規定されていました。

この度の改訂は2005年12月以来、約5年ぶり。2011年よりスタートした第12次5カ年計画にあわせ、内容を大幅に刷新しています。

『指導目録』は産業を奨励類、制限類、淘汰類に分類¹。適用対象は中国国内の企業であるとし、外商投資企業に対しては原則として『外商投資産業指導目録』を適用するとしています。しかし『指導目録』のうち、**淘汰類は外商投資企業についても適用する**と規定されているため、注意が必要です(『暫定規定』第12条)。

【 奨励類 】

経済社会の発展に重要な促進作用を有し、資源節約、環境保護、産業構造の最適化に有益であり、政策措置により奨励・支援すべき基幹技術、設備および製品。

➤ 奨励類プロジェクトに対して以下の措置を実施。

- ✓ 投資管理部門は投資関連規定に基づき審査・承認、認可もしくは届出を実施。
- ✓ 各金融機関は融資の支援を実施。
- ✓ 投資総額内の自家用設備は、条件を満たす場合、関連規定に基づき、関税を免除。
- ✓ 国の関連規定に基づき優遇政策を実施。

¹ 3分類に属さないもののうち、法律・法規に合致している産業を許可類とし、『指導目録』には記載していない。

【 制限類 】

製造・加工技術が立ち遅れており、業種参入条件および関連規定を満たしておらず、産業構造の最適化に適さず、既存事業に対する改善命令および新規プロジェクトに対する禁止を必要とする生産能力、製造・加工技術、設備、製品。

- 制限類の新規プロジェクトは投資を禁止し、以下の措置を実施。
 - ✓ 投資管理部門は審査・承認、認可もしくは届出を実施してはならない。
 - ✓ 金融機関は融資を行ってはならない。
 - ✓ 土地管理、都市計画・建設、環境保護、品質検査、消防、税関、工商などの部門は関連手続を行ってはならない。
- 制限類の既存プロジェクトに対して以下の措置を実施。
 - ✓ 企業が一定期間内に改善措置をとった場合、金融機関が当該企業に対して引き続き融資を行うことを許可。
 - ✓ 国の関連部門は産業の最適化の要求に基づき、分類指導を実施。

【 淘汰類 】

関連する法律・法規に合致せず、資源浪費、環境汚染、安全生産条件を具えていないといった深刻な状況にあり、淘汰すべき立ち遅れた製造・加工技術、設備、製品。

- 淘汰類プロジェクトは投資を禁止し、以下の措置を実施。
 - ✓ 金融機関は各種与信を停止し、すでに行った貸付の回収を行わなければならない。
 - ✓ 各地区・各部門および関連企業は規定に基づき、期限を設けて淘汰を実施しなければならない。
 - ✓ 淘汰の実施期間中、価格主管部門は電気供給価格の引き上げが可能。
 - ✓ 国が淘汰を命じた生産加工技術、設備、製品は輸入、移転、生産、販売、使用などを行ってはならない。

【『産業構造調整の促進に係る暫定規定』（国発[2005]40号）、税関総署公告2011年第36号に基づき、中国アドバイザー一部作成】

この度の改訂では、経済の発展や産業の高度化にあわせて、奨励類、制限類、淘汰類の各項目に対して削除や追加を実施（新旧『指導目録』項目数の内訳については表1参照）。従来は奨励類に属していた産業のうち、すでに成熟・普及した業種や、鉄鋼・非鉄金属などの生産能力過剰が認められる業種については、奨励類の枠組みから削除したほか、環境保護や低炭素化、エネルギーの効率的利用といった領域において、2005年版『指導目録』と現行の政策との間に乖離がある場合は、関連する業種において新たな項目の新設などを行っています。また、従前は定義が不明確で基準があいまいであった項目に対しては細分化を図るなど、中国の現状に即し、調整を施しています。

【表1】 新旧『指導目録』項目数の内訳

	2005年版『指導目録』	2011年版『指導目録』
奨励類	721項目	175項目削除、413項目追加、計 <u>750項目</u>
制限類	234項目	70項目削除、85項目追加、12項目を淘汰類へ移行、計 <u>223項目</u>
淘汰類	429項目	157項目削除、189項目追加、計 <u>426項目</u>
合計	1,384項目	<u>1,399項目</u>

国家発展改革委員会はこの度の改訂につき、5つのポイントを提示（表2参照）。これより、産業構造の転換や、省エネ・環境保護の推進、ハイテク産業・サービス産業の育成、高エネルギー消費、高汚染プロジェクトの抑制といった、近年、中国政府が推進している産業政策方針が『指導目録』に反映されているのが分かります。

【表2】 2011年版『指導目録』改訂のポイント

□ 構造調整・産業高度化を反映

- ✓ 奨励類に新エネルギー、都市軌道交通設備、総合交通運輸などの14項目を新たに追加。
- ✓ 制限類に民間爆発製品、淘汰類に船舶、民間用爆発製品を追加。

□ 戦略的新興産業・自主革新の強化

- ✓ 戦略的新興産業育成の観点から、設備、自動車、船舶の項目に、重大設備自動制御システム、高速精密ベアリング、軌道車両交流電源システム、新エネルギー自動車の中核部品、海洋プロジェクト専用作業船、海洋プロジェクト設備を追加。
- ✓ 紡績類のハイテク繊維およびその応用分野において、自主革新技術および環境保護製造・加工技術を具えたバイオ繊維の産業化、高性能繊維およびその製品ならびに産業用紡績品の開発・生産の奨励を明確化。

□ サービス業の発展支援強化

- ✓ サービス業の分類に、新たに「現代物流業」、「金融サービス業」、「科学技術サービス業」などの7分野を新設し、奨励類におけるサービス業を112項目まで追加。

□ 生産能力過剰な業種に対する制限・指導の強化

- ✓ 『国務院の発展改革委員会等部門の一部業種における生産能力過剰および重複建設に対する抑制ならびに産業の健康的発展指導に関する若干意見の批准、転送についての通達』(国発[2009]38号)に基づき、関連する業種につき、生産能力過剰・低水準な重複建設の業種に係る制限を強化。製品規格・製品設備規模などの面において明確な境界を設け、業種参入基準を引き上げ。

□ 持続可能な発展に向けた要求

- ✓ 環境保護・資源節約・総合利用の関連分野において、「廃棄物などの再生資源利用技術・設備開発」、「廃棄電気・機械製品の再利用・再製造」などの項目を新設。
- ✓ ほぼ全ての製造業分野にクリーン生産技術、省エネ・排出削減、循環利用などの内容を追加。

日系企業をはじめとする外商投資企業が留意すべき点は、『指導目録』が外商投資プロジェクトの産業政策の指針である『外商投資産業指導目録』の重要な依拠となると規定されていることです(『暫定規定』第12条)。『外商投資産業指導目録』は1997年12月の公布以降、3度の改訂を経ており、現行は2007年に改訂されたもの。また今年4月には、国務院法制弁公室のホームページ上に『意見募集稿』を公布し、4月30日までパブリックコメントを募集していました。現在はパブリックコメントを受け、調整中なのではないかと推察されますが、『指導目録』の内容が現在改訂中の『外商投資産業指導目録』にも反映される可能性があるため、今後も引き続き、関連当局の動向を注視していく必要があります。

なお、『指導目録』については、国家発展改革委員会の下記URLよりダウンロード可能となっています。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/t20110426_408008.htm

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。